

一般社団法人大阪精神保健福祉士協会
スーパービジョンこれから普及プロジェクト
運営要綱

第1条（目的）

この要綱は、一般社団法人大阪精神保健福祉士協会（以下当協会）が行うスーパービジョン（以下SV）事業の運営について定める。

第2条（定義）

この事業において当協会が取り組むSVとは、『精神保健・医療・福祉等の領域で、5年以上のソーシャルワーク実践経験を有する先輩PSW（スーパーバイザー、以下SVR）が、1年以上の経験を有する新人PSW（スーパーバイジー、以下SVE）の、対人援助専門職としての学びを、互いの契約に基づき援助する過程』である。

第3条（事業）

この事業は、SVの普及啓発に重点を置くものとし、次の活動を行うものとする。

- ①SVR養成講座の開催
- ②SVR養成講座修了者を対象とする登録SVRの情報管理
- ③個別SV実施の案内及び希望者に対するSVRのマッチング
- ④SVカフェの開催
- ⑤SV実施に際しての協会事務所の貸し出し
- ⑥その他の研修等SVの普及に資すると思われる活動

第4条（養成講座）

1. 養成講座はこの事業においてSVを実施するSVRの養成を目的とする。
2. 養成講座の対象は、第2条に規定するSVRの要件を満たす会員とする。
3. 前項に関わらず、その他の会員の受講受け入れについては実行委員会にて協議する。
4. 養成講座は以下の過程を修了するものとする。
 - ・スーパービジョンの基礎理論（80分）
 - ・契約等実施準備の説明（30分）
 - ・スーパービジョンの実践論（90分）
 - ・グループ演習（90分）

第5条（登録）

1. 養成講座修了者であって「これプロ」への協力希望者が所定の様式に必要事項を記載して一般社団法人大阪精神保健福祉士協会（以下、協会）に提出し登録する。
2. 原則として登録SVRはグループMLに加入し、情報交換を行う。
3. 登録SVRは1年に1度、登録情報の更新を行う。

第6条（SVEの募集）

この事業においてSVの利用を希望する時は、所定の申込用紙に必要事項を記載して申し込みを行う。募集は年に1回行うが、状況によっては追加募集を行う場合がある。

第7条（マッチング）

1. SVの利用希望があった場合は実行委員会が登録SVRの名簿をもとに、SVR及びペア担当者を決定する。
2. 協会事務局より、SVR及びSVE双方に案内文書を発送するとともに、ペア担当から連絡を入れる。

第8条（契約及び実践）

1. SVRはSVEと連絡をとり、本事業及びSVに関するオリエンテーションを行う。
2. 本事業としては6ヶ月を実施期間とし、原則として月1回、90分～120分のSVを実施するものとする。
3. 本事業のSVに関しては1回あたり2,000円とし、契約書文例を参考にして実施契約を締結する。
4. 本事業におけるSV契約の開始、終了については、SVR及びSVE双方の合意に基づいて行われるものとする。
5. SVを開始する際、終了する際にはSVRはペア担当者に報告する。
6. ペア担当者からSV終了の報告があった場合、事務局が終了時アンケートを送付する。

第9条（場所の提供）

本事業におけるSVの実施場所については、SVR、SVE双方の話し合いにより設定するものとするが、別に定める手順に基づき、当協会事務局を利用することもできる。

第10条（ペア担当）

本事業において、マッチングを行った際に実行委員会よりペア担当者を選任する。ペア担当者はマッチング結果の報告を行うとともに、SV実施にまつわる当協会への相談等の窓口となる。

第11条（SVカフェ）

春と夏の2回、SVカフェを実施し、情報交換やSVR同士のピアグループスーパービジョンを行い、SVの実施を応援する。

附則

この要綱は2019年4月22日から施行する。

※（運営要綱別紙様式集）

- ・ 養成講座修了証
- ・ SVR 登録用紙
- ・ SV 利用申込書（SVE 用）
- ・ マッチング結果通知（バイザー紹介用）
- ・ マッチング結果通知（バイジー紹介用）
- ・ 契約書様式例
- ・ 年間スケジュール
- ・ 事務局使用手順
- ・ 事務局利用申請書